

**随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書**

地方自治法施行令第167条の 2第1項第2号により随意契約 をすることができる場合	今回の契約が左に該当することの説明
特定の者でなければ供給する ことができないものを調達する とき。	<p>1 調達する財産、役務等の特殊性等</p> <p>本業務は、ダム本体および関連工事の現場進捗に応じて日常的に発生する技術的課題、並びに本体完成までの将来に亘る事業計画上の課題に対し、事務所に常駐し、隨時、発注者の立場に立った助言を行う発注者支援業務である。</p> <p>本業務を遂行するためには、ダム全般の設計、施工計画に関する豊富な知識を有し、かつ施工管理に関する豊富な経験が求められるとともに、発注者と同等の公益性の確保が必要とされる。／＼</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>独立行政法人水資源機構は40年以上にわたり、ダム工事の発注を行っている唯一の公益法人であり、大規模な水資源ダムの建設・管理など公益的な業務を進めてきた法人である。</p> <p>水資源機構では平成17年4月1日に水資源機構の技術力の継承・向上を図るため技術研究研修センターを設立し、平成20年4月1日から組織改正により総合技術センターに改め、その豊富な知見や経験を踏まえた技術力を活用し、国土交通省をはじめとする国内のダムや水路等の施工計画検討、ダム本体等工事監督、ダム本体工事積算資料評価、技術提案資料評価等、国や県に準ずる公益的な立場で多くの発注者支援業務を受託し、発注機関の事務所に常駐するかたちでの支援業務も行っている。</p> <p>以上のとおり独立行政法人水資源機構は、事務所に常駐するかたちで内ヶ谷ダムの施工監理、事業推進に関する発注者支援業務を委託することができる唯一の団体である。</p>

備考 この様式により難いときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。